

# 第30回和光市農業委員会総会会議録

和光市農業委員会

## 第30回和光市農業委員会総会日程

平成28年12月26日（月曜日）午後2時00分開会

日程第1 開 会

日程第2 開 議

日程第3 議事録署名委員の指名 10番 富澤貢一委員 11番 石田秀樹委員

日程第4 提出議案 議案第1号 農地法第4条許可申請承認について（第29回農業委員会  
総会からの継続審査案件）

日程第5 協議事項 ①その他

日程第6 諸報告 ①会長専決

②その他

日程第7 閉 会 午後2時50分

出席委員（10名）

1番	柴崎幸夫君	3番	加藤親次郎君
4番	吉田武司君	5番	山田春雄君
6番	加山和義君	7番	齋藤定男君
8番	田中明君	9番	萩原正弘君
10番	富澤貢一君	11番	石田秀樹君

---

欠席委員（1名）

2番 畑中昭二君

---

◎開会

◎開議

○事務局長（深野） 委員の皆様、こんにちは。

本日は畑中委員から欠席連絡がありましたので報告いたします。

それでは、会長よろしくお願ひいたします。

○柴崎会長 改めまして、こんにちは。

年末のお忙しい時期に農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本年最後ですが、皆様のご協力によりましてスムーズに議事の進行を進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、第30回和光市農業委員会総会を始めます。

---

◎議事録署名委員の指名

○柴崎議長 まず、議事録署名委員ですが、10番、富澤貢一委員、11番、石田秀樹委員にお願ひいたします。

---

◎提出議案

議案第1号 農地法第4条の許可申請承認について

○柴崎議長 それでは、議案に移ります。

議案第1号 農地法第4条許可申請承認について、第29回和光市農業委員会総会からの継続審議でございますが、事務局より説明をお願ひいたします。

（事務局朗読説明）

○柴崎議長 補足説明をお願ひします。

○事務局（青木） それでは、議案第1号 農地法第4条許可申請承認について補足説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、先月の第29回農業委員会総会からの継続審議案件になりますので、審査基準等の詳細な説明は省略させていただきます。前回からの継続審議になった経緯と変更点を説明させていただきます。

継続審議になった理由が大きく2つあったかと思いますが、まず1点目、隣地土地所有者が条件付きで同意しているが、その調整ができていなかった点です。

隣地土地所有者であるAさんは、申請地の北西側の新倉四丁目\*\*の\*をお持ちですが、そこと申請地の境界を騒音や排気ガス対策と目隠しの目的でブロック8段積みの施工を希望していましたが、この辺の地盤が緩くて穴を掘ると水が染み出てくるのでいずれ倒壊する危険があるということで、そのブロック積みができないということで、代理人は当初の計画であるブロック3段積みの上に高さ1メートルのネットフェンスを設置する計画で、先月の総会では土地利用計画図を提出しておりました。これでは隣地調整が不十分ということで継続審議になりました。

この件につきまして、総会后、隣地土地所有者及び代理人、施工業者のB、それと農業委員会事務局が立会いのもと、現地で70センチの穴を掘り地盤の状況を確認しましたが、水が出てくる様子は見受けられず、その場で協議を行い、今回提出した土地利用計画図にあるように、重量ブロック5段積みの上に軽量ブロック4段積みを施工し、控えブロック5段積みを4カ所設置する計画に変更したので、同意に至りました。

これに伴いまして、土地利用計画図、資金調達計画書、見積書を再提出しており、問題がないことを確認しております。

続きまして、2点目ですが、駐車場内からの車の出入りが全面出入りできる計画であったことが道路安全課の指導に対応していないというような判断で、農業委員の賛成が得られなかったと思います。

こちらにつきましては、前回代理人から上げ下げするポールを設置する計画を示したところ、それでは下げたままにしていると意味がなくなるので、単管パイプの柵の設置を提案していたかと思います。その農業委員会が提案した施工を採用し、南側道路境界線上に幅3メートル、高さ80センチの単管パイプ柵を2カ所設置する計画にて、土地利用計画図が変更されております。この土地利用計画図を道路安全課で確認したところ、特に問題ないという確認ができております。

農地法の審議の内容としては以上になりますが、道路安全課から全面道路の施工について強制力のないお願いがございました。どういうことかと申しますと、全面道路の特に出入口付近についてですが、ご存じの方が多いと思いますが、和光市道の全面道路で砂利敷きになっておりまして、車の通行によりすぐに掘れて穴ができてしまう現象が起こっております。もしこちらの駐車場の車の出入りによりまして穴ができてしまった場合は、その穴

をつくった人、道路を損壊した人の責任で直してくださいということで、道路安全課では直せないですよという説明といたしますか、指導を受けております。

こちらにつきましては、道路安全課の指導を伝えた上で、車の出入口の前だけでも道路の補強をしたほうが望ましいということで、代理人に説明しているところでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○柴崎議長 ありがとうございます。

参考人を呼んでおりますが、その前にご意見等があったらお願いいたします。

今の穴ですけれども、要するに道路を使っていて穴があいた場合、道路安全課から業者自身で補修するよう指導が出るということでしょうか。

○事務局（青木） 穴が掘れてから近所からの苦情なりそういったものがあれば、強制力のないお願いということですが、道路安全課から穴を掘った人に、道路の損壊した部分の補修を、お願いするとのこと。原因者負担ということで道路安全課では整備する予定はないという形になっております。

○柴崎議長 そういうのは文書化してあるんですか。

○事務局（青木） 文書にはしてないです。口頭で伝えていると思います。

○柴崎議長 そういうことであれば文書化しておいたほうがいいと思います。言った、言わないという事態にならないようにお願いします。

○事務局（青木） はい。

○柴崎議長 道路安全課が出すか、農業委員会が出すか、検討して文書を作成するようにお願いします。

○事務局（青木） そちらについては、文書を道路安全課と協議して検討していきます。

○柴崎議長 それからあと1点、隣地同意書ですけれども、これはまた出し直したんですか、それとも前のままでしょうか。

○事務局（青木） 提出書類としては前のままになっております。

○柴崎議長 はい、分かりました。

他によろしいでしょうか、無ければ参考人を呼びます。

（発言する者なし）

○柴崎議長 では、参考人をお願いいたします。

（参考人入室）

○柴崎議長 Cさんに参考人として来ていただきました。

本日はどうもご苦労さまです。

○参考人（C） よろしく願いいたします。

○柴崎議長 前回に引続きまして継続審議ということで、よろしく願いいたします。

今までの経緯の説明と、また委員からの質問にお答えしていただきますようお願いいたします。

それでは、まず説明をお願いいたします。

○参考人（C） 前回と引続きということですが、駐車場としてお借りしたいというお客さんがございまして、前回説明したときにここを使って畑をやっている方もちょっと高齢なものですから、ご主人も亡くなりお一人で畑はできないということで、貸していただきたいということでお話がありましたので進めさせていただけたらと思いました。

以上です。

○柴崎議長 前回との変更点の説明をお願いします。

○参考人（C） じゃ、それは説明させてもらっていいですか。

○柴崎議長 はい、お願いいたします。

○参考人（C） はい、了解です。

隣地の方に前回いろいろ希望があったようなんですが、私どももその希望のブロック9段、本人は8段とおっしゃっていただいているんですが、現地でも立会い、お話し合いも何回も重ねていただいた結果、工事屋さんのほうも大丈夫でしょうということで、それなりにきちんと工事をすればということになりまして、あとは所有者さんとも何度か協議を重ねた結果、じゃもうそれでいきましょうということでブロックを高さ1メートル60センチ、8段、全体的には9段になります。1段下にもぐっちゃいますので出てくるのは、隣地の方が希望しているのは1メートル60センチ、8段ということでやらせてもらうということで、皆さんにやっと報告できましたので、ご報告させていただきます。

○柴崎議長 ありがとうございます。

何か委員の皆さんのほうからご質問等があったらお願いいたします。

○参考人（C） それともう一つ。

○柴崎議長 どうぞ。

○参考人（C） 道路面で前回にちょっと議長さんからもアドバイスいただいたように、単管パイプで2カ所、ここをふさぐということで、道路課のほうにも確認しましたら、もうそれでいいですよと、市の農業委員会事務局の方にも確認していただいていると思います。

以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

質問のある方はお願いいたします。よろしいですか。

石田委員。

○石田委員 入口の単管パイプが80センチということですが、横には何か通すものが、パイプなどを通しますか。

○参考人（C） パイプで下はコンクリートを打ちますので、そこは出入りできないようにします。

○石田委員 それはパイプですか。

○参考人（C） パイプです。

○柴崎議長 他に質問のある方。

隣地土地所有者の方とは全部問題はクリアされているということですね。

○参考人（C） はい、そうです。

もしあれだったら農業委員会の方も確認していただけたのかなと思ったんですが、本人には何もその後に言ってこないというものですから一応は了解して、図面も作って持って行って現地でも説明させていただいて、何度か協議を重ねた結果、もうこれでいいですよということで一応了解をいただきました。

○柴崎議長 はい、ありがとうございました。

では、質問がなければよろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 それでは、どうも本日はご苦労さまでした。

○参考人（C） どうもありがとうございました。

（参考人退室）

○柴崎議長 では、採決に移りたいと思います。

この議案が許可相当ということで賛成の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○柴崎議長 全員賛成。

よって、この議案は承認されました。

---

◎協議事項



## ①その他

○柴崎議長 続きまして、協議事項に移りたいと思います。

協議事項1番、その他。

事務局、説明をお願いいたします。

○事務局（高橋） それでは、協議事項1のその他についてですが、先月の総会でもご案内しました平成28年度和光市農業委員会視察研修会についての続報をお伝えします。

日にちにつきましては、2月15日水曜日となりましたので、よろしくをお願いいたします。

お手元に視察先の簡単な資料を配付いたしましたが、午前10時頃からさいたま市にありませぬ農業生産法人有限会社若谷農園を1時間ほど視察し、昼食をとった後に練馬区にありますJA東京あおばのとれたて村石神井を視察予定です。

農業生産法人有限会社若谷農園では、さいたま市農業委員会会長でもある若谷さんのご自宅にお邪魔しまして、「農業生産法人の運営状況、農業振興施策に関する取組等について」というテーマでお話をさせていただき、時間があればご自宅の隣にある圃場も見せていただける予定となっております。

また、とれたて村石神井では、午後の視察になりますので、その時間は農産物もほとんど売れてしまっていそうだとのことですが、都内でもかなり農業に力を入れている練馬区の農協さんの取組や工夫等についてご担当の方からお話を伺う予定となっております。

出発時刻等は、これからバス会社と調整いたしまして、来月の総会で改めて正式にご連絡をさせていただく予定ですが、現時点では8時半前後に和光市役所を出発の見込みで、帰りは夕方頃の予定となっております。

それからもう1点、先月の総会でもご案内した朝霞地区農業委員会連絡協議会の委員研修会の通知文をお手元に配付しましたので、そちらもご確認ください。

説明は以上です。

○柴崎議長 はい、ありがとうございます。

まず、平成28年度視察研修が2月15日、さいたま市と練馬区で行います。

それから、朝霞地区農業委員会連絡協議会の研修ですが、これは2月2日ということをお願いいたします。

何かご質問等があったらお願いいたします。

出欠はまだ先でもいいんですか。

○事務局（高橋） ご欠席の方がいれば早めにご連絡いただけたらと思うんですが。

○柴崎議長 よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 次に移ります。

○事務局（高橋） 次に移る前に、今ご説明した視察研修をまとめた資料をこれからお配りしますのでご確認いただけたらと思います。

(資料配付)

---

## ◎諸報告

### ①会長専決

○柴崎議長 続きまして、諸報告、お願いします。

○事務局（高橋） では、続きまして、諸報告1の会長専決についてですが、今月の会長専決、4条の届出が1件、それから5条の届出が13件となっております。

これから写真をお回しいたしますので、ご確認をお願いいたします。

以上です。

(写真回覧)

○柴崎議長 ただいま会長専決の写真が回りましたが、ご質問、ご意見等があったらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 それでは、会長専決は以上といたします。

---

### ②その他

○柴崎議長 諸報告その他、事務局、お願いします。

○事務局（高橋） では、続きまして、諸報告2のその他ですが、1点目としまして10月の利用状況調査の報告の続報です。

新倉一丁目のDさんの農地ですが、かなり厳しめの指導文書を送付いたしまして、また納税猶予の適格者証明申請の際に代理人であったEさんからDさんに連絡をしていただきまして、写真のように耕運、それから保全管理をしていただきましたことをご報告いたします。こちらにつきましては、今回一度管理をされればよいというものではありませんので、引き続ききちんとやっていただくように確認または指導を行っていきたいと考えており

ます。

それからもう1点、白子二丁目のFさんの農地ですけれども、こちらにつきましては農協に確認いたしましたところ、農協より農地転用の予定がありますということで連絡を受けております。まだ具体的には決まっていないそうなのですが、その予定があるのでまた決まりましたら連絡をしますということで連絡を受けておりますので、報告させていただきます。

説明は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

諸報告その他、次をお願いします。

○事務局（高橋） その他2点目としまして、先日、許可された案件の計画変更に関してのご報告です。

お手元にA3サイズの図面を2枚配付いたしました。この案件の代理人であるCさんから計画内容を一部変更したい旨の申し出が2件ほどございました。

変更内容はお配りした資料に示しておりますが、1点目は8月の第26回総会の議案第1号の農地法第5条許可申請で、賃借人が株式会社G、賃貸人がHさんの資材置場として転用申請があった案件ですが、こちらは入口部分を西側に少し移動させて車寄せ部分にダンプをとめることによって、盗難防止対策をとりたいという内容のものになります。

2点目は9月第27回総会の議案第1号の農地法第4条許可申請で、申請者がIさんの貸駐車場を目的とする転用の申請があった案件になりますが、こちらにつきましては西側の入口の間口を少し広げたいという内容のものになります。これにつきましては許可権者である埼玉県さいたま農林振興センター担当者に確認いたしましたところ、計画変更については原則としてやむを得ない場合でない限り認められないとの説明を受けております。また、先日の総会でも委員の皆様から、図面の変更を前提に総会で採決をとっても意味がないとのご意見をいただいたところです。そのため、代理人には今後はこういった軽微な変更等もないように、申請段階で事業所等に必ず確認をとってもらってから申請していただくように、事務局から指導いたしました。今回につきましては事務局に事前の相談があったので、埼玉県に相談しながら話を進めておまして、計画変更という形で話を進めたいということで県にも確認をとって、今話を進めているところです。

計画変更に関してのご報告は以上です。

○柴崎議長 ありがとうございます。

2点ともCの件ですが、今後このようなことがないように事務局で対応していただいたと、

そういう報告で終わります。

これにつきまして何かご意見等があったらお願いいたします。よろしいですか。

(発言する者なし)

○柴崎議長 では、事務局、よろしくお願ひいたします。

○事務局（高橋） その他の3点目としまして、じゃがべえの収支報告をお手元に配付いたしましたのでご確認ください。

以上です。

○柴崎議長 じゃがべえ、今年度は収益が若干例年よりも単価を上げたことと、皆様のご協力によりまして多くなりました。ありがとうございます。そして、お礼もご協力いただいた方にはしております。委員の皆さんは申し訳ないですけれども、お礼はなしということで申し訳ないけれどもお願ひします。

では、次をお願ひいたします。

○事務局（青木） 諸報告その他、4点目でございますが、農業委員会委員の選任についてになります。

まず、和光市農業委員会委員の選任に関する規程になりますが、12月21日付で交付されておりまして、これを基に委員の募集を行うことになっております。

細かな手続に関しましては、和光市農業委員会委員の推薦及び募集要領に記載されております。こちらの主な内容としましては、募集期間や応募方法などが示されておりまして、募集期間につきましては1月4日から1月31日を募集期間としております。応募方法としましては、集落支部や農協等の団体からの推薦や個人からの推薦をする方法と、自ら立候補し応募する方法がございます。こちらが示されています。

推薦する場合は、和光市農業委員会委員推薦書を記入していただきまして、推薦を受ける者の本籍地記載の住民票を添えて提出していただきます。

自ら応募する場合には、和光市農業委員会委員応募書を記入して、証明用の写真を添付した上で本籍地記載の住民票を添えて提出していただきます。

提出方法ですけれども、直接和光市市民環境部産業支援課の窓口を持ってきていただくか、1月31日消印までの郵送でも受け付けております。こちらの募集要領、推薦書、応募書につきましては、市内の公共施設4カ所、駅出張所、吹上出張所、坂下公民館、南公民館にも設置しております。

最後に、公表用サンプルですが、こちらが推薦と応募の状況を中間と結果として2回、市

のホームページに公表いたしますけれども、この内容で公表するということが、推薦される方と応募する方にご了承いただきたいということでサンプルでつけさせていただいております。こちらは個人情報であります但し公表が義務づけられておりますので、ご確認とご了承をお願いしたいと思います。

説明は以上となります。

最後に、推薦書を各集落支部長宛てに農家だよりと一緒に2部ずつ配付させていただきますので、ご承知おきのほどよろしく願いいたします。

雑駁な説明で申し訳ありませんが、以上で終わります。

○柴崎議長 農家だよりを配るときに支部長に説明をお願いします。

○事務局（青木） 分かりました。

○柴崎議長 農業委員の選任に関するのですが、何かご質問等があったらお願いいたします。

加山委員。

○加山委員 集落支部長の推薦ということですが、2支部で推薦する場合はどのように申請するのですか。2支部の支部長、連名で出したほうがいいんですか、この場合って。

○事務局（青木） そうですね。

二、三支部の合同でやっていらっしゃるところもあるので、そういった場合は連名で出していたほうがよろしいかと思えます。1名代表でも構いません。

○加山委員 代表でもね。なるほどわかりました。

○柴崎議長 他に何かあったらお願いします。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○柴崎議長 農業委員さんに関係することですので、最後に皆様のご協力をよろしく願いいたします。新しい委員さんが来られることと思えます。

次をお願いいたします。

○事務局（渡辺） それでは、諸報告その他の5点目といたしまして、先の平成28年12月定例市議会におきまして先ほど来説明しておりますとおり、和光市農業委員会委員定数条例及び和光市実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、議案を提出させていただきます。

こちらに伴いまして本会議で行われました総括質疑、それと付託されました総務環境常任委員会での質問内容及び一般質問として農業振興業務関連の質問がありましたので、こちらについてご報告させていただきます。

まず、お手元に本日、議会関係の資料を2枚お配りさせていただいております。議案に対する発言通告というものと、一般質問発言通告書になります。

まず、議案に対する発言通告書をご覧ください。

条例改正案に係る質問につきましては、まず12月7日の本会議での総括質疑で、熊谷議員から農業委員会の定数についての質問が2点ございました。(1)としまして、改正前8人を、改正では11人とする根拠についてが1つです。2点目といたしまして、(2)農業委員の構成とその人数についてとあります。

こちらの質問に対しまして、市民環境部長から行った答弁の内容につきまして申し上げます。

(1)につきましては、現在の農業委員会の定数は、選挙委員の8人と農業協同組合、農業共済組合など市議会からそれぞれ1名ずつの選任があり、合わせて11名で、現行委員の同数で構成しておりますというように答弁しております。

(2)につきましては、農業委員の構成とその人数については、推薦及び応募により募集を行い、国からはその中に利害関係がない者を必ず1名以上登用することと、認定農業者及び女性や青年を積極的に登用することを求めていますとの答弁を行っております。

こちらに対する再質問はございませんでした。

続きまして、総務常任委員会の質疑についてご報告いたします。

こちらにつきましては、議案に対する質問について主な質問の内容といたしましては、推薦・募集方法に関する内容、女性・若手の委員の積極的な登用に関する要望等、委員会の適正な運営のための継続性の確保に関する内容、認定農業者制度自体に関する質問等がございました。

これらの質問に対しまして、回答については次のように行っております。

募集は特定のところに依頼するのではなく、広く市のホームページや広報等を使って周知して募集を得ることとしているという回答をしております。また、女性・若手委員の登用に関する質問に対しましては、国からも女性・若手登用を積極的に行うよう求められており、それに即して努めていきたいといった答弁を行っております。

また、農業委員会の適正な運営のための継続性の確保といった内容につきましては、新たに任命される農業委員の研修等を行い、委員の任務に慣れていただくように努めるといった回答をしております。

最後に、認定農業者制度に関する質問につきましては、認定農業者については現在、認定

数が39件、農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者である、これらの計画に基づく目標に向かって取り組んでいく内容を認定する制度になっているといったような答弁を行っております。

委員会では全会一致で採択されまして、本会議でも採択された形となっております。

次に、一般質問としてあがったものについてご報告させていただきます。

先ほどのもう一方の資料、一般質問発言通告書をご覧ください。

今回の一般質問では、1名の市議会議員から質問をいただいております。お手元のこちらの発言通告書のとおりになりますが、発言順位9番の西川政晴議員になります。西川議員の質問内容についてご報告をいたします。

発言事項1、まちづくりについての(1)のオ、農産物の地産地消推進の目標についてのご質問をいただいております。

質問の概要といたしましては、これまで農地保全、安心安全な農産物の提供がなされてきているが、耕作地の減少が目立つようになっていっている中で、市の施策が何を目標としているか見えづらくなっている。市民は地元の農産物を求めているが、市の施策の方向と目標を問うといったような質問の内容となります。

これに対しまして、市民環境部長が行った答弁の概要としましては、和光市の農業施策としては農業の担い手への支援、優良農地の保全・活用、市民の農業への関心を深めることなどを施策の目標としまして、各種の取組を進めてきました。今後におきましても、優良農地の保全、わこ産わこ消をキャッチフレーズとしました都市農業推進に努めていきますとの答弁を行っております。

こちらの答弁に対しまして、再質問をいただいております。

再質問の内容としましては、農業経営が厳しくなっている状況ではあるが、市民が地場農産物を求める声は高まっている。現在、市内で地場農産物を入手できるのは直売センターなどに限られるが、店舗が減少している地域などで高齢者が買い物をすることが困難になっている状況がある。このような地域においても地元の野菜が購入できるようにならないかといったような内容の質問であります。

これに対しまして、本年度からの取組としまして和光市勤労福祉センターにおきまして、採れたて野菜まちかど販売所を開始しています。こちらにつきましては、公共施設の一部に和光産農産物の販売スペースを設けまして、農業者団体等の協力を得て地場野菜の提供を行う取組です。現在、この取組の拡大を検討しており、市内の公共施設、ほかの場所において

も和光産農産物を入手できる機会を提供することを目指し、関係機関と協議を進めていますとの答弁をしております。

議会の報告につきましては、以上になります。

○柴崎議長 ありがとうございます。

議会からの質問ですが、農業委員会の定数に関することについては全会一致ということで賛成を得ることができました。議会の発言は以上といたします。

その他、委員の皆さんから何かございましたら、お願いします。

(発言する者なし)

---

### ◎閉会

○柴崎議長 それでは、皆さんのご協力によりましてスムーズな議事を進行することができました。

これで第30回和光市農業委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 2時50分



上記は会議の内容を記載したものであるが、その内容の相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成29年3月6日

和光市農業委員会議長 柴崎 幸夫

署名委員 富澤 貢一

署名委員 石田 秀樹